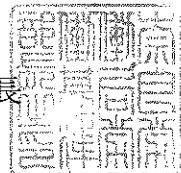


奈労基発 0323 第 3 号
平成 29 年 3 月 23 日

建設業労働災害防止協会 奈良県支部長 殿

厚生労働省奈良労働局労働基準部長



ロープ高所作業に係る安全対策の更なる推進について(要請)

日頃より、労働安全衛生行政の推進にあたり、格別の御理解と御協力を賜り深く感謝申し上げます。

「ロープ高所作業」につきましては、高所からの墜落等による危険を防止するため、昨年、労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成 27 年厚生労働省令第 129 号。以下「改正省令」という。)が施行されました。(施行日は平成 28 年 1 月 1 日。ただし、特別教育の施行日は平成 28 年 7 月 1 日。)

事業者には、改正省令に基づき、現在、ライフラインの設置、堅固な支持物への繋結やロープの切断を防止するための措置の実施、安全帯の使用等に加え、作業場所の事前調査とそれに基づく作業計画の策定等作業場所に応じた対策の実施、作業指揮者や作業開始前点検による措置の確実な実施等の基本的な安全確保のための措置を講ずるとともに、ロープ高所作業に従事する労働者への特別教育の実施が義務付けられました。

この一方、改正省令の施行後である平成 28 年においても、全国ベースでは建設業でロープ高所作業に係る死亡災害が発生しています。

このため、改正省令により義務付けられたロープ高所作業に係る基本的な安全確保のための措置の履行、特別教育の実施について、改めて、事業者等に広く周知を行っていただくことが必要といえます。

貴団体におかれましては、下記の事項について、引き続き、貴会員に対して、周知等していただき、ロープ高所作業に係る安全対策を更に推進していただきますよう、御協力をよろしくお願いします。

記



- 1 ロープ高所作業に係る基本的な安全確保のための措置の履行
- 改正省令により義務付けられたロープ高所作業に係る基本的な安全確保のための

措置について、現場での履行を図ること。とくに、改正省令により、ライフラインの設置が新たに義務付けられたにもかかわらず、平成28年、ライフラインの未設置を原因とする死亡災害が発生していることから、ライフラインの設置、その他の措置の徹底を図ること。

2 特別教育の確実な実施

改正省令及び安全衛生特別教育規程(昭和47年労働省告示第93号)に基づき、ロープ高所作業に従事する労働者には、特別教育を確実に実施すること。なお、特別教育については、学科教育及び実技教育により行われるものであり、実技教育についても適切に実施すること。

(参考)平成28年のロープ高所作業における死亡災害発生状況(速報値)

死者数(単位:人)	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成28年 (速報値)
ビルメンテナンス業	1	2	4	2	1
建設業	1	2	2	1	3
合計	2	4	6	3	4

(※)平成28年のみ速報値、他の年は確定値。

(添付)「ロープ高所作業」での危険防止のため 労働安全衛生規則を改正します(平成27年9月)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeiseibu/0000104440.pdf>